

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）を開示とした決定は、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

開示請求者が、鹿児島県情報公開条例（平成12年12月26日鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成13年6月28日付けで「直近5年間の〇〇〇〇の分析結果（排水，地下水，排ガスに係る基準監視結果）」の開示請求を行った。

実施機関は、第三者である〇〇〇〇〇〇〇〇（以下単に「〇〇〇〇」という。）に関する情報が記録されているため、平成13年7月19日付けで、条例第15条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇に対して意見書提出機会付与通知を行った。

その後、〇〇〇〇から、「開示されると支障がある。」旨の意見書が提出されたが、実施機関は、平成13年8月10日付けで一部開示（地下水，排ガスに係る基準監視結果については開示。排水に係る基準監視結果は不存在を理由に不開示。）の決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨開示請求者及び〇〇〇〇に通知した。

その後、開示実施前に、平成13年8月24日付けで〇〇〇〇（以下「異議申立人」という。）から、異議申立て及び執行停止申立てがなされたため、実施機関は、平成13年8月27日付けで開示の執行停止を決定し、その旨異議申立人と開示請求者に通知した。

なお、開示請求者からは本件異議申立ての利害関係人として審理手続に参加したい旨申請があったため、実施機関は、平成13年9月4日付けで参加人として許可した。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、地下水に係る基準監視結果を開示とした決定の取消しを求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で述べている異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

本件異議申立てに係る「一部開示決定」により開示されることになる情報は、事業者である異議申立人の当該事業に関する情報であって、これを開示することによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するものであって、旧条例第8条第3号に該当する。

旧条例第8条第3号においては、同号本文の情報に該当する場合であっても、同号ア、イ、ウに当たる場合には開示するものとしているが、本件開示決定に係る情報はこの除外理由のア、イ、ウのいずれにも当たらず、実施機関の主張する「第8条各号のいずれにも該当しない。」との判断は、同条項の解釈を誤ったものである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

(1) 本件対象公文書について

地下水については、水質汚濁防止法第15条に基づき、知事に常時監視が義務づけられており、本件対象公文書には、地下水の水質汚濁に係る環境基準監視の結果が記載されている。

(2) 開示理由

旧条例第8条の不開示条項のいずれにも該当しないことから、開示することとしたものであり、主な争点である旧条例第8条第3号該当性についての判断は、次のとおりである。

旧条例第8条第3号該当性について

井戸の所有者が法人であることから、結果として法人等に関する情報に該当するが、以下の理由により、開示によって事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

ア 地下水の常時監視結果は、生産技術上又は販売・営業上の情報には該当せず、また、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報でもない。

イ 異議申立人の井戸の水質測定結果という事実としての情報を開示するものであり、監視結果の数値によって開示・不開示が左右されるものでない。

ウ 事実の開示によって生じるさまざまな事項に対しては、法人等が行った調査結果を自ら公表するなど、別途の方策を講ずることで対処すべきである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 8 月 29 日	諮問を受けた。
平成13年 9 月 19 日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成13年10月 5 日	異議申立人から処分理由説明書に対する意見書を受理した。
平成13年10月17日	諮問の審議を行った。
平成13年11月12日	諮問の審議を行った。(実施機関から開示理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取) (参加人から意見を聴取)
平成13年12月18日	諮問の審議を行った。
平成14年 1 月 16 日	諮問の審議を行った。
平成14年 2 月 25 日	諮問の審議を行った。
平成14年 3 月 22 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

本件対象公文書は、条例施行日（平成13年4月1日）前に作成されたものであるため、審査会は、条例附則第3項の規定により、旧条例第8条の規定に基づき、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の性格及び内容

前記3の(1)記載のとおり、地下水については、水質汚濁防止法第15条に基づき、知事に水質の汚濁の状況を常時監視することが義務づけられている。

本件対象公文書には、平成11年度と12年度に実施した異議申立人敷地内の井戸から採取した地下水についての環境基準監視の結果が記載されている。なお、請求は直近5年間の分析結果とされているが、異議申立人敷地内の井戸については、平成10年度以前は基準監視をしていないため、平成11年度と12年度の環境基準監視結果を特定したものである。

イ 旧条例第8条第3号本文の該当性について

旧条例第8条第3号本文は、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」が記載されている公文書は、開示しないことができると規定している。

これは、法人その他の団体及び事業を営む個人の事業活動の自由その他正当な利益

を尊重し、保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの競争上の地位その他正当な利益を害することになるような情報は、開示しないことができることを定めたものである。

まず、本件対象公文書が、本号本文前段の法人等に関する情報に該当するかどうかについては、井戸の所有者が異議申立人であり、また、その井戸を事業の用に供していることから、法人等に関する情報に該当することについては問題ないため、以下、本号本文後段の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当するかどうかについて検討する。

「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、その類型として、① 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売・営業上の情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの、② 経営方針、経理、労務管理等事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれると認められるもの、③ その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものがある。

そこで、本件対象公文書がこの規定に該当するかどうかについて検討すると、類型①の生産技術上又は販売・営業上の情報や類型②の経営方針、経理、労務管理等事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報でないことは明らかなため、以下、類型③に該当するかどうかについて検討する。

実施機関は、処分理由説明の中で、「異議申立人の井戸の水質測定結果という事実としての情報を開示するものであり、監視結果の数値によって開示・不開示が左右されるものでない。」と述べているが、客観的事実であっても、データをそのまま開示することで法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれる場合があることも否定できない。

仮に、開示されたデータが環境基準を超過し、地下水が汚染されていたとした場合には、当該法人等は不適正な処理を行った者とされ、その結果、社会的評価が損なわれ、取引先が減少するなど被害が生じるおそれは否定できない。なお、こうした被害についても、地下水の汚染原因者が当該法人等であることが明らかであれば、ある程度甘受しなければならない面もあるが、汚染原因者が明らかでない場合にデータをそのまま開示すると、井戸の所有者イコール不適正な処理を行った者という風評被害が生じることも考えられ、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められ、本号本文に該当すると判断する。

ウ 旧条例第8条第3号ただし書の該当性について

本号ただし書では、「ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められ

る情報 イ 違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から個人の財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報 ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」については、本号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

そこで、ただし書に該当するか否か検討したが、ただし書ア、イについては、いずれも「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれ……」となっており、地下水の基準監視結果については、例えば、地下水の流動状況等によっては、地下水の異常原因が別に存在する可能性があるなどそのデータが必ずしも井戸所有者の事業活動の結果生じたものとは言えない場合もあり、これらには該当しないため、以下、ただし書ウについて検討する。

ただし書ウの「ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」とは、ア及びイに該当しないが、これらと同程度に公益性が高い情報をいい、生活環境や自然環境に影響を及ぼすような情報が含まれると解される。

異議申立人は、産業廃棄物処理業者であるが、その事業の一般的性質上、運営状況等によっては周辺住民の生活や自然環境に悪影響を与える可能性がある事業であること、また、そうした弊害が既に発生した事例や、弊害が発生し、又は発生する具体的な危険性が高いことを理由とする紛争が近年各地で頻発して社会的関心を集めていることなどの社会情勢に鑑みると、可能な限り情報を開示することが望ましいといえる。

前記イで述べたとおり、客観的事実であっても、データをそのまま開示することで法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれる場合があることも否定できないが、地下水の基準監視の結果によっては、周辺住民の生活環境や自然環境に影響を及ぼす可能性があり、周辺住民の環境への不安を払拭する上で、開示することが公益上必要であると認められるので、本号ただし書ウに該当すると判断する。

以上のとおり、本件対象公文書は、旧条例第8条第3号本文に該当するが、公益性との比較衡量の結果、同号ただし書ウに該当し、開示することが公益上必要と認められる。

なお、開示するに当たっては、地下水の基準監視結果は、上記のように、井戸所有者の事業活動とは無関係の場合もあり、そのような事情を付記した上で開示するなど事業者配慮することが望ましい。

旧条例第8条の他の不開示条項に該当するかどうか検討したが、いずれにも該当しないため、「1 審査会の結論」のとおり判断する。